

○国立大学法人宮崎大学学長選考会議規程

平成16年4月1日
学長選考会議決定

改正 平成18年3月23日 平成20年3月13日
平成22年1月25日 平成22年11月15日
平成23年6月21日 平成26年11月19日
平成27年11月16日 平成31年4月1日
令和3年1月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学基本規則第20条第1項の規定に基づき設置される国立大学法人宮崎大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）の組織及び運営その他必要な事項について定める。

(任務)

第2条 学長選考会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 学長の選考に関すること。
 - (2) 学長の任期に関すること。
 - (3) 学長の解任に関すること。
 - (4) 業務執行状況の確認に関すること。
 - (5) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第10条第3項に規定する大学総括理事の設置に関すること。
- 2 前項に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

(組織)

第3条 学長選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国立大学法人宮崎大学教育研究評議会評議員（学長及び常勤理事を除く。）のうち、教育研究評議会が選出した者
 - (2) 国立大学法人宮崎大学経営協議会規程第3条第1項第3号に定める学外委員
 - (3) 常勤理事
- 2 前項第1号及び第2号の委員の数は、同数とする。

(議長)

第4条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 学長選考会議は、3分の2以上の委員の出席をもって議事を開くものとする。ただし、第3条第2号の委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。ただし、最終選考に関する議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(学長選考会議委員の交代)

第6条 学長選考会議委員は、国立大学法人宮崎大学学長選考細則第3条第1項及び第3項の規定により被推薦者となったときは、委員の職を退かななければならない。

- 2 前項により委員会の委員に欠員が生じたときは、第3条の規定にかかわらず、次のとおり取り扱う。
 - (1) 第3条第1号の委員が被推薦者となったときは、教育研究評議会から委員を補充する。
 - (2) 第3条第2号の委員が被推薦者となったときは、同条第1号の委員から同数を減じる。
 - (3) 第3条第3号の委員が被推薦者となったときは、欠員を補充しない。

(業務執行の状況の確認)

第7条 第2条第1項第4号の規定に関し、学長選考会議は、学長の業務執行の状況について定期を確認するものとする。

- 2 前項の業務執行の状況の確認は、本学の自己点検・評価の結果及び国立大学法人評価委員会の

実績評価の結果並びに監事による評価を活用して行う。

(事務)

第8条 学長選考会議の事務は、企画総務部総務広報課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続きその他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月15日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年6月21日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年11月19日から施行する。

2 改正後の第3条第1号に規定する委員は、改正前の第2条第1号、第2号及び第3号の委員とし、次期選出までとする。

附 則

この規程は、平成27年11月16日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月27日から施行する。